

被爆者援護対策の現状・経緯等

被爆者援護施策の歴史

医療給付創設
医療手当創設

昭和32年 原爆医療法制定

- ・被爆者健康手帳の交付
- ・認定疾病に対する医療の給付（全額国費）
- ・健康診断

○昭和35年

- ・特別被爆者制度創設
（特別被爆者（2km以内）の医療費の自己負担部分を支給）
- ・医療手当創設

各種手当創設・拡充

昭和43年 原爆特措法制定

- ・特別手当創設
- ・健康管理手当創設
- ・介護手当創設

○昭和44年

- ・葬祭料創設

○昭和49年

- ・特別被爆者制度廃止
（被爆者であれば一般疾病の医療費の自己負担部分を支給）

○昭和50年

- ・保健手当創設
- ・家族介護手当創設

昭和55年 原爆被爆者対策
基本問題懇談会報告

○昭和56年

- ・医療特別手当創設
- ・原爆小頭症手当創設

被爆後50年を契機に
二法を統合

平成6年 被爆者援護法制定

- ・二法を統合
- ・特別葬祭給付金制度
- ・各種手当の所得制限の撤廃

原子爆弾被爆者に対する援護措置(主なもの)

被爆者(被爆者健康手帳所持者)約21万人(平成23年度末現在)

<健康診断>

- ・年2回(一般)
- ・希望者には更に年2回
(うち1回がん検診)

<医療>

- ・医療保険の自己負担分
を国費で負担
(ごく例外を除き、すべての疾病)
- ・介護保険の医療系サ
ービスの1割負担分も国費
で負担

<福祉サービス>

- ・特別養護老人ホームの
入所やデイサービスの
利用料などの1割負担分
を公費で負担



各手当の支給要件に該当する者

【代表例】健康管理手当(約17.9万人)

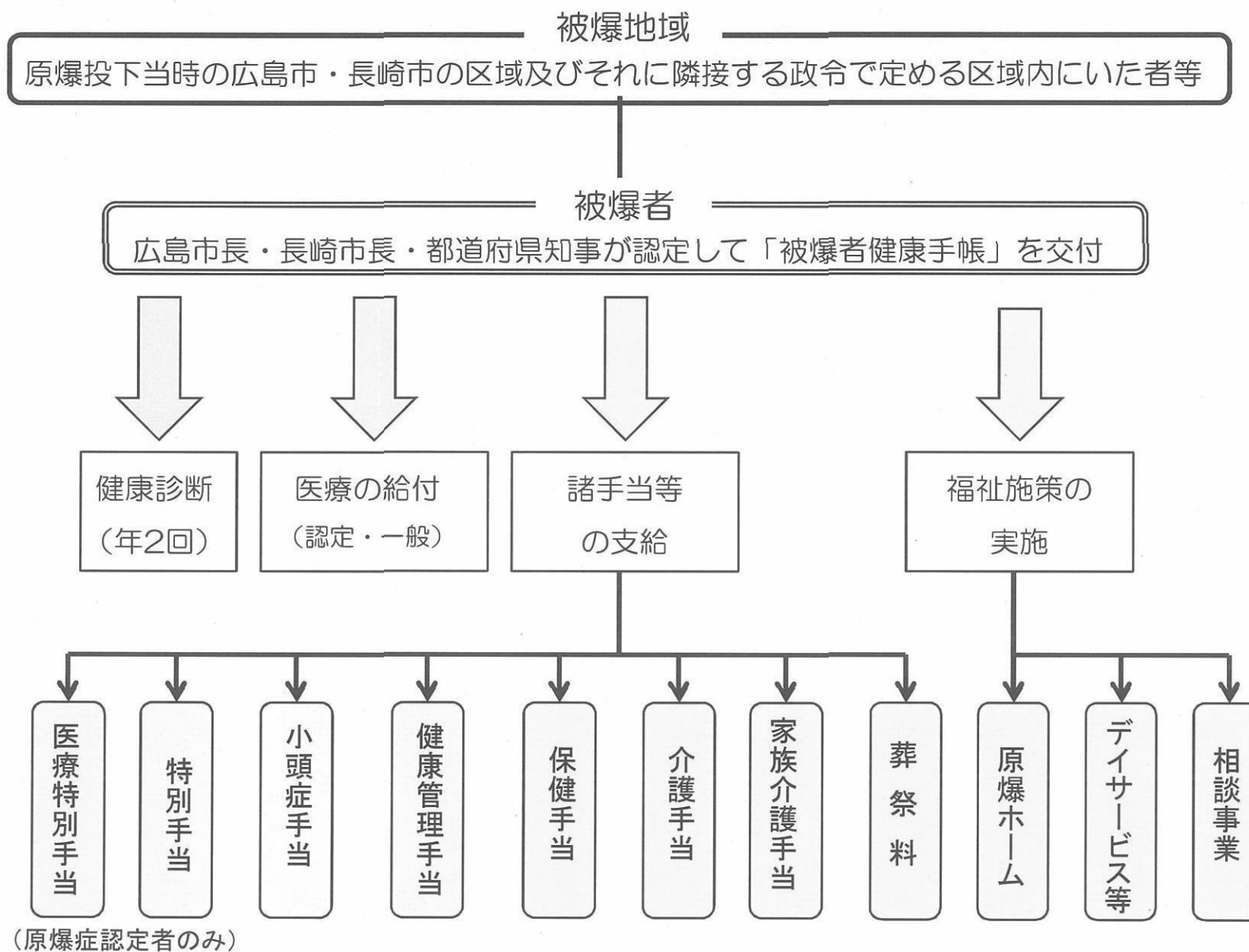
原爆放射線の影響によるものでないことが明らかな場合を除き、一定の疾病にかかっている者に、毎月33,570円の手当を支給

原爆症の認定を受けた者

医療特別手当(約8,100人)

疾病が原爆放射線に起因しており、現に医療を要する状態にある者に、毎月136,480円の手当を支給

原爆被爆者援護の施策体系



一般の高齢者に対する社会保障給付と被爆者援護施策の関係

被爆者には、一般の高齢者に対する社会保障給付(公的年金の支給、医療給付、介護保険サービス)に上乗せして、各種手当の支給、医療費無料化等の施策が講じられている。

※被爆者援護施策の予算額(平成24年度)は約1,478億円(被爆者1人平均約70万円/年)

	一般の高齢者		被爆者
現金給付 (年金、手当)	○公的年金の支給(22年度) ・老齢基礎年金(受給権者 約2300万人) 平均受給額 月額 約56,000円 ・老齢厚生年金(受給権者 約1,440万人) 平均受給額 月額 約150,000円 (基礎年金を含む)	+	手当の支給(24年度) ・健康管理手当(17.9万人 11障害を伴う疾病にかかっている者) 月額33,570円 ・医療特別手当(8,100人 原爆症と認定された者) 月額136,480円
医療	○医療給付 ・75歳以上は9割給付 (現役並み所得者は7割給付) ・70歳～74歳は8割給付 ※平成20年4月から9割に据置き (現役並み所得者は7割給付) ・69歳以下は7割給付	+	医療費無料化、健康診断 ・医療を受ける場合、医療保険の自己負担分を国費で負担 (原爆症の認定疾病については、医療費を全額国費で給付) ・健康診断 年2回(一般) 希望者には更に年2回 (うち1回がん検診)
介護・福祉	○介護保険サービス ・要支援・要介護者に対し、各種の介護サービス等を提供 ・費用の9割を支給 (要介護度に応じて上限あり)	+	介護サービス無料化、福祉事業 ・介護保険サービス(一部を除く)を受ける場合、介護保険の自己負担分(1割)を公費で負担 ・原爆養護ホームへの入所、家庭奉仕員の派遣、被爆者相談事業 ・介護手当(19,000件 障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合) 重度障害 月104,290円以内 軽度障害月69,520円以内 ・家族介護手当(20,000件 重度障害者で家族に身の回りの世話を受けている場合) 月額21,420円 等

[社会保障制度の変遷]

年金

医療

介護

S36年	国民皆年金 (一定年齢以上の者は 老齢福祉年金)	S36年	国民皆保険		
			〈S47年12月時点〉 (自己負担割合) 国民健康保険: 3割 被用者保険: 被用者本人 定額 被用者家族 5割		
S40年	1万円年金の実現				
S44年	2万円年金の実現				
		S48年	高額療養費制度創設		
S60年	基礎年金の導入			H 元年	ゴールドプラン策定
		H6年	付添看護の解消		
		H15年	(自己負担割合) 国民健康保険と被用者保険の自 己負担割合を3割に統一	H9年	介護保険法成立
		現在	(自己負担割合) 75歳以上: 1割 70歳～75歳未満: 2割 (1割に凍結中) 70歳未満: 3割		

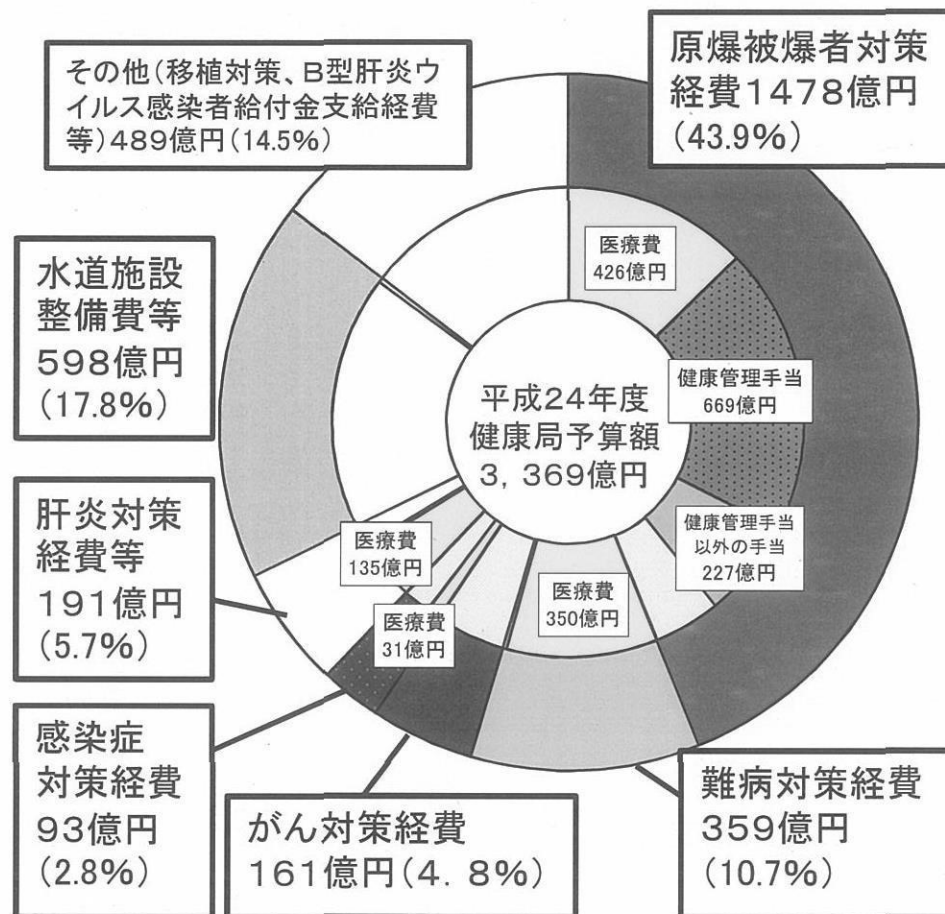
平成24年度健康局予算の状況

平成24年度 厚生労働省関係予算額

(単位: 億円)

区 分	平成23年度 予算額 (A)	平成24年度 予算額 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C)/(A)
一 般 会 計	289,638	266,873 このほか、年金交付国債 24,879(※)	Δ22,765 このほか、年金交付国債 24,879(※)	Δ7.9% (※※)
東日本大震災 復興特別会計 (仮称)	—	1,276	1,276	—
厚生労働省計上分	—	283	283	—
復興庁計上分	—	993	993	—
健康局予算	2,688	3,369	681	

平成24年度健康局予算額(対策別)の概要



健康局予算は厚労省予算の約1.3%、原爆被爆者対策予算は健康局予算の約44%を占めている。

(参考) 24年度健康局予算では、新たに以下の内容が含まれている(730億円)

- ・「日本再生重点化措置」423百万円
- ・東日本大震災からの復旧・復興に係る経費 38,119百万円
- ・B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給経費 34,484百万円

医療特別手当について

原爆症認定を受けた者であって、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給。

○支給額 月額136,480円

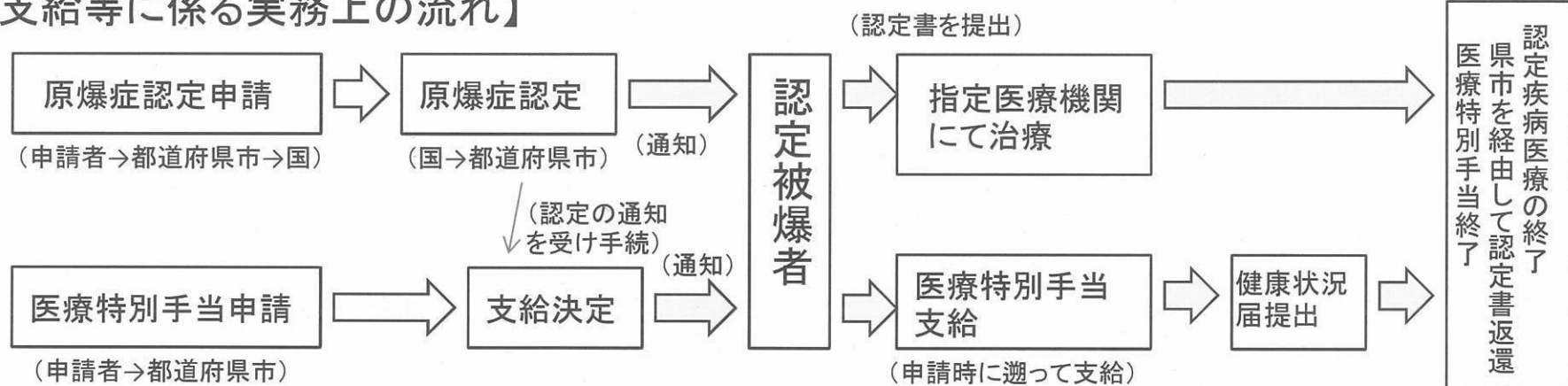
○支給対象 原爆症の認定を受けた者
(都道府県市において支給実施、申請時に遡って支給)

○支給期間 医療が必要な状態にある間

※医療特別手当受給者は、申請した日から3年を経過するごとに「健康状況届」に医師の診断書を添えて都道府県市に提出することとなっており、都道府県市において支給要件（疾病の状態にあるか否か）に該当するか審査を行っている。

○受給者数 約8,100人(平成23年度末)

【支給等に係る実務上の流れ】



※なお、認定疾病にかかる医療が必要な状態でなくなった場合、特別手当(月額50,400円)が支給される。(受給者数944人)

健康管理手当について

被爆者で一定の疾病(造血機能障害、肝臓機能障害等、原爆の放射能の影響を疑わしめる障害を伴う疾病)にかかっている者に対し、健康管理手当を支給。

○支給額 月額33,570円

○支給対象 被爆者で一定の疾病(原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかっている者

- ①造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- ②肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物など)
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症など)
- ⑤脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病(慢性腎炎、慢性腎不全など)
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症など)
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

○支給期間 疾病により3年～無期限

※支給期間について

3年:造血機能障害を伴う疾病のうち、鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病

5年:造血機能障害を伴う疾病のうち、貧血(再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血除く)

内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち、甲状腺機能亢進症

水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障

(上記以外は無期限)

○受給手続 居住地の都道府県知事、広島市長、長崎市長に申請 → 審査 → 手当支給

○受給者数 約17.9万人(平成23年度末)

医療特別手当と健康管理手当の法令上の規定の整理

	医療特別手当(認定医療)	健康管理手当
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)	(医療の給付) 第10条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。 2・3 (略)	(健康管理手当の支給) 第27条 都道府県知事は、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。 2～5 (略)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)		(厚生労働省令で定める障害) 第51条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害は、次に掲げる障害とする。 - 一 造血機能障害 - 二 肝臓機能障害 - 三 細胞増殖機能障害 - 四 内分泌腺機能障害 - 五 脳血管障害 - 六 循環器機能障害 - 七 腎臓機能障害 - 八 水晶体混濁による視機能障害 - 九 呼吸器機能障害 - 十 運動器機能障害 - 十一 潰瘍による消化器機能障害

医療特別手当と健康管理手当の額の根拠と変遷

